

仕 様 書

1. 件 名

テレメトリ・ネットワークシステム構築支援業務

2. 履行期間

契約日 ～ 令和 7 年 3 月 14 日

3. 業務の目的

国際農林水産業研究センター（JIRCAS）では、カンボジア国プルサット州ダムナック・アンピル灌漑地区の SATREPS モデルサイトにおいて「水源から圃場・排水まで一貫した ICT 水管理システム構築による間断灌漑の高度化」に取り組んでいる。

本業務は、SATREPS のモデルサイトであるカンボジア国プルサット州ダムナック・アンピル灌漑地区へ灌漑水を供給するプルサット川流域のテレメトリ・ネットワークシステムの構築に必要な、テレメトリの設置等に関するデータ収集ならびに分析・提案等のコンサルティング業務を行うことを目的とする。

4. 調査対象

調査対象は、カンボジア国プルサット州プルサット川流域である。詳細は別紙 1 「プルサット川流域における既存の水文観測施設調査結果」を参照のこと（図 1 の丸数字は別紙 1 の数字と一致）

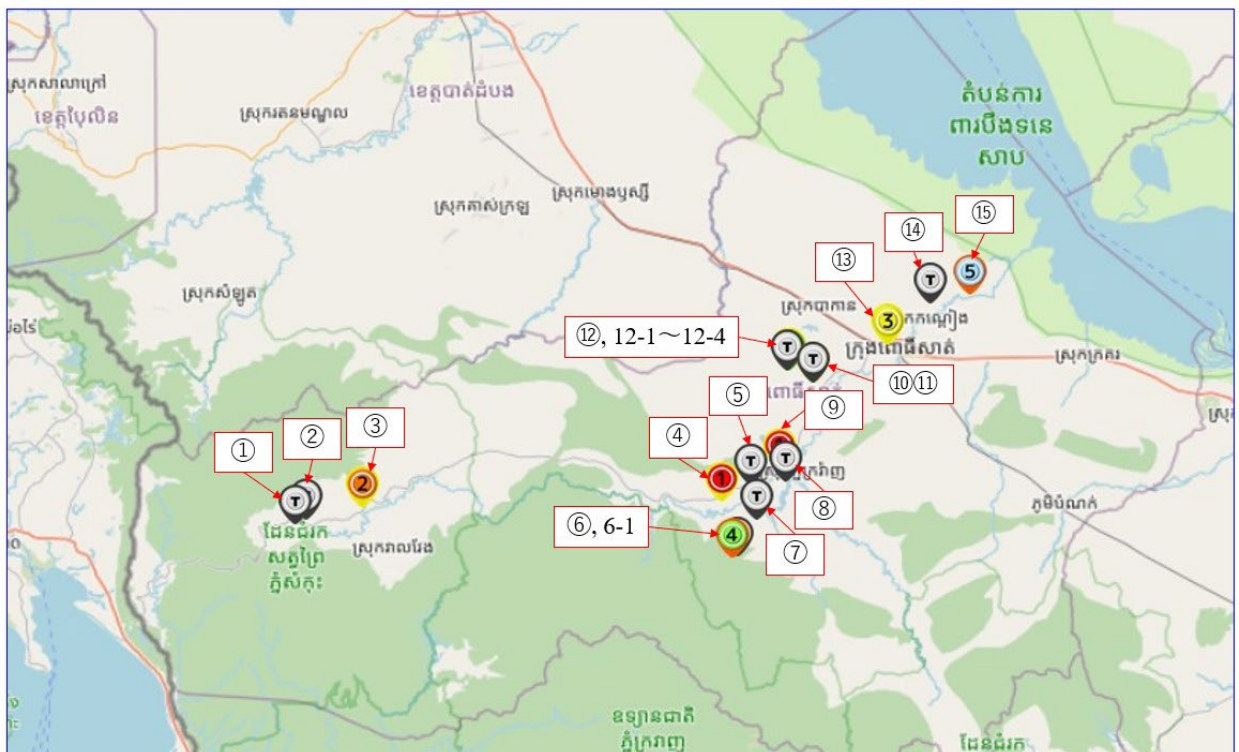


図 1 調査対象流域位置図

5. 業務の内容

- 1) カンボジアのテレメトリの現況を整理し取りまとめること。
- 2) 4. で提示したプルサット川流域の調査結果に基づく、より有効なテレメトリ設置候補地の提案

本提案には既存の機材の更新のみならず、新たに機材の設置が有効と判断される候補地がある場合にはその提案も含め、停止中の既存観測地点が有効でないと判断される場合には、更新の提案は不要とする。ただし、更新不要と判断する場合にはその理由を示すこと。

- 3) 2) で提案した候補地ごとに設置するテレメトリ機材の候補および選定理由、設置方法、設置時の注意点、ならびに機材の維持管理に必要な日常的なメンテナンス方法等を取りまとめ、提案すること。
- 4) テレメトリ機材は遠隔地に設置することが想定されるため、取得したデータをより効率的に収集する情報収集システム（＝テレメトリ・ネットワークシステム）の構築が安定した運用に必須と考えられる。そのため、具体的な基本方針、概要、素案、構成図、構築時の注意点等について提案すること。

6. 業務遂行上の条件

- 1) 本業務の遂行に当たっては、国際農研から提供される情報やインターネットから収集できる情報等に基づき実施することとし、カンボジアへの渡航のための旅費等は想定していない。
- 2) 提案にあたっては、4 の調査対象流域位置図と関連付けるなど、設置候補地、機材型番、個数等、5. 2) -4) の事項について国際農研担当者がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
- 3) 5. 4) の提案に基づき構築するテレメトリ・ネットワークシステムは、将来的にカンボジア側政府機関への無償譲渡を予定しているため、ライセンスフリーのソフトウェアで構築することを必須条件とすること。
- 4) 納品後の国際農研担当者からの問い合わせに誠意をもって対応すること。

7. 成果物

5. 1) -4) に記載した事項について、提案書を作成し、提出すること。提案書は電子ファイル（Microsoft Word 形式）で作成し、納品前に国際農研担当者の確認を得ること。

8. その他

- 1) 本仕様書の記載内容及び解釈に疑義が生じた場合、また本仕様書に記載のない事項については、国際農研事務局と協議の上で対応を決定する。
- 2) 別紙2の情報セキュリティに関する共通事項を遵守すること。

* 受注者の条件

開発途上地域において、テレメトリ・ネットワークシステムを構築、運用した経験を有すること。

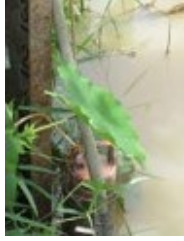
以上

プルサット川流域における既存の水文観測施設調査結果

(2024 年 5 月 29 日～30 日に調査)

No.	名称	緯度	経度	説明	写真		
①	Veal Veng 郡 リゾート	12. 2 7106 4	102. 9960 17	雨量 TM の候補地。バンガロー風の宿泊施設が散在するリゾートで、敷地は広く、給水塔の頂部に雨量 TM の設置は可能。ただしプルサット州水資源気象局 (PDWRAM) は、民間施設よりも郡役所や学校等の公共施設への設置を提案している。			
②	Anlong Reab コミュニティ役所	12. 2 7959 1	103. 0146 63	地点①から 2～3km 東に位置する公共施設。国道 55 号線沿いの境界に設けられた長いレンガ塀沿いは砂利が敷かれ植生がないので、雨量 TM の場所として適当。給水塔には屋根があるので、設置は困難。役所の担当者に相談すると、雨量 TM の設置に問題ないので、PDWRAM から必要性等についてレターで要請されたいとのことであった。			
③	Veal Veng 郡 Pramao y コミュニティ	12. 2 9723 6	103. 1011 32	国道 55 号線のランドアバウトから南に向かう道路がプルサット川を横断する地点。アジア開発銀行 (ADB) が設置した TM 施設がある。雨量 TM は機能しているが、水位センサは洪水により流出。この地点において、洪水から確実に防御できる水位センサの設置適地を探すのは難しい。			
④	Tades 地点	12. 3 0398 1	103. 6655 04	JICA により設置されたプルサット川の TM 施設がある。洪水で水位センサは流出し、計測不能。雨量 TM も劣化し、機能していない。水資源気象省 (MOWRAM) により別の雨量 TM が近くの学校付近に設置されていたが、雑草が繁茂し、手入れされていない。Tades には二輪車が通行可能な吊り橋が設置されていたが、古いものは洪水で流され、現在使用されているのは新しい橋である。この地点は川幅が狭く、急流となりやすいため、水位 TM の適地			

				を探すのは難しい。			
⑤	Damnak Chheukrom 頭首工	12.3 3279 1	103. 7089 24	ADB 融資により新設されたもので、巨大な施設である。ここには TM 機材が設置されていない。上流の Tades、Pramaoy に水位 TM が無いことから、この地点に水位 TM を設置すれば、プルサット川への Arai 川 と Prey Khlong 川の合流地点上流の唯一のプルサット川水位 TM となる。水位観測の必要な地点は、頭首工上流、幹線水路下流、頭首工下流の 3 地点である。このうち、頭首工上流と幹線水路下流には設置可能な場所があったが、頭首工下流では、構造物の頂部から水面までの高さが 8m 程度と大きく、水位センサの設置は難しい。			
⑥	ダム No. 3	12.2 1890 0	103. 6809 87	プルサット川の支流である Arai 川の上流に中国の支援で建設された灌漑用のコンクリートダム。貯水量 25.5 百万 m ³ 、堤長 560m、最大高さ 38m。貯水池の樹木は伐採されず、劣化した樹木が洪水吐きに流れ込み、洪水の流れを妨げる可能性がある。水位 TM はなく、雨量 TM がダムの直下流に設置され、機能している。			
⑥-1	ダム No. 3 直下流雨量 TM	12.2 2079 7	103. 6886 56	雨量 TM。雨量計は新しく、機能している。MOWRAM が管理。ダム No. 3 完成後、この場所へ移設された。			
⑦	Arai 川 橋梁	12.2 7765 0	103. 7187 81	ダム No. 3 下流にある Arai 川を横断する小規模な橋梁。Arai 川の橋梁右岸には、ADB の支援により雨量・水位 TM が設置されている。TM 建屋には雨量 TM があるが、これとは別に雨量 TM が柵に囲われて設置されている。MOWRAM によると 2 つのセンサとも稼働している。水位センサをチェックすると、水中にコンクリート製円筒が蓋つきで設置された中にあると想定された。コンクリート蓋は重くて開けられなかった。しかし円筒に接続するケーブル			

				保護管は壊れており、ケーブルがむき出しになっていた。このままでは劣化が進むと考えられる。			
⑧	Prey Khlong 川橋梁	12.3 3761 4	103. 7626 39	プルサット川の支流である Prey Khlong 川の橋梁右岸に、ABD の支援により TM が設置されている。これは Arai 川橋梁と同様のタイプで、MOWRAM のリストでは雨量・水位 TM とも稼働している。水位センサも、Arai 川と同様の方法で設置され、コンクリート製円筒内におさめている様子であったが、センサのタイプは異なると思われる。			
⑨	Bak Trakoun 地点	12.3 5485 8	103. 7560 33	JICA により設置されたプルサット川の TM 施設。一車線の橋梁を渡った、プルサット川右岸にある。手前に China Aid のロゴの入った雨量・水位 TM と監視カメラがある。この超音波式水位センサは水面に達しておらず、洪水観測のみを目的としている。トンレサップ川の管轄となっており、PDWRAM は TM データを得られていない。JICA の雨量・水位 TM では、水位センサは洪水時に流出し、雨量 TM も保護管が劣化し、ケーブルがむき出しになっていた。雨量・水位とも観測できていない。すなわち PDWRAM は、プルサット川と Arai 川及び Prey Khlong 川の合流点の下流という重要観測地点で、雨量・水位とも観測できていないことになる。JICA の水位センサ保護管の末端部は残されているので、これを利用した新たな水位センサの設置を検討する。			
⑩	Damnak Ampil 頭首工	12.4 8722 6	103. 8074 53	この頭首工には ADB の支援による TM が設置されている。このうち雨量 TM は稼働しているが、水位センサは水流で流され、計測不能。頭首工からの取水工は中国の支援によるものだが、現状では河川の水位が取水工の底面より 1~2m 低いと、ポ			

				ンプ揚水で取水している状況。頭首工下流は側壁の高さが大きく、水位センサの設置は難しい。			
⑪	水道会社ポンプ場 (Damnak Ampil)	12.4 8672 6	103. 8066 49	Damnak Ampil 頭首工の上流にある上水用のポンプ場で、日本の支援を受けた民間会社が運営している。ポンプ場の構造物はプルサット川に張り出しており、水位TMの設置が可能である。PDWRAM の管轄外なので、水位 TM を設置する場合は PDWRAM から会社宛の要請レターが必要である。			
⑫	Damnak Ampil 幹線水路チェックゲート	12.5 0522 3	103. 7663 33	試験圃場へ導水するためのチェックゲートで、水位計測が必要である。プルサット川の水文解析における優先度は低い。			
⑬	Kbal Hong 頭首工	12.5 4758 0	103. 9212 48	プルサット市内にある固定堰の頭首工で、幹線水路は取水ゲートから市内を通過して西側の灌漑地区へ用水供給している。ADB が改修工事を行う計画とのこと。ADB により水位・雨量のTMが設置されているとのことだが、いずれのセンサも確認できず、おそらくデータは得られていない。雨量データは PDWRAM 内の気象観測施設から得られるので、この頭首工に雨量TMを設置する必要は低い。			
⑭	Charek 頭首工	12.6 0857 5	103. 9918 45	古い頭首工で、プルサット川左岸部にTM機材が設置されている。雨量TMは稼働しているものの、水位センサはデータ送信していないとのこと。このあたりではプルサット川の干上がりが見られ、水位センサを入れたコンクリート円筒が露出していた。円筒のコンクリート蓋に隙間があったので、二人がかりで持ち上げると、中は砂で埋まっていた。水位センサはコンクリート円筒に開けられた最上部の穴から出ており、針金で固定されていた。このほか頭首工には超音波式と思われる水位センサが設置されていた。			

				が、稼働しているかどうか不明。NGOのPeople in Need (PIN) が洪水の早期警戒用に設置したもの。			
⑮	Po Andet 頭首工	12.6 2163 8	104. 0519 60	ブルサット川下流の最後の頭首工。この頭首工付近では、ブルサット川は完全に流れが止まっていた。頭首工は新設工事中で、ゲート用の門柱は完成し、ゲート等の取り付けや各種付帯工事が残されている。PDWRAMはこの頭首工へのTM機材の設置を望んでいるが、水文観測上の優先度が低い。			

情報セキュリティに関する共通事項

1. 受注者は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」及び国際農研情報セキュリティ関係規程を遵守すること。
2. 受注者は、別添「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守するとともに、本特約条項第 1 条に従い、契約締結後、別添「調達における情報セキュリティ基準」第 2 項第 8 号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、国際農研の確認を受けること。
3. 受注者は、本業務の実施のために国際農研から提供され又は許可を受けたものを除き、国際農研が保有する情報にアクセスしてはならない。

調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

第1条 受注者は、契約締結後、別添の「調達における情報セキュリティ基準」（以下「基準」という。）第2項第8号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、発注者に提出し、確認を受けなければならない。

2 情報セキュリティ実施手順の作成は、基準に従い作成しなければならない。

3 発注者は、受注者に対して情報セキュリティ実施手順及びそれらが引用している文書の提出、貸出し、閲覧、又は説明を求めることができる。

第2条 受注者は、前条において発注者の確認を受けた情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する要保護情報を取り扱わなければならない。

第3条 受注者は、契約の履行に係る作業に従事する全ての者（再委託先等を含む）の故意又は過失により要保護情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

第4条 受注者は、やむを得ず要保護情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが担保されることを確認した上で、発注者に申し出を行い、手続きの上発注者の許可を得なければならない。

2 受注者は、第三者との契約において受注者の保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有その他提供する約定があるときは、要保護情報をその対象から除く措置を講じなければならない。

第5条 発注者は、基準等に定める情報セキュリティ対策に関する調査を行うことができる。

2 発注者は、前項に規定する調査を行うため、発注者の指名する者を受注者の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 発注者は、第1項に規定する調査の結果、受注者の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ実施手順を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 受注者は、前項の規定による発注者の求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

5 受注者は、発注者が受注者の再委託先等に対し調査を行うときは、発注者の求めに応じ、必要な協力を行わなければならない。また、受注者は、受注者の再委託先が是正措置を求められた場合、講じられた措置について発注者に報告しなければならない。

第6条 受注者は、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等の情報セキュリティインシデントが発生したときは、あらかじめ作成し、発注者の確認を受けた情報セキュリティ実施手順に従い、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、第1項に規定する情報セキュリティインシデントが当該契約及び関連する物品の運用等に与える影響等について調査し、その措置について発注者と協議しなければならない。

3 第1項に規定する情報セキュリティインシデントが受注者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果取られる措置に必要な経費は、受注者の負担とする。

4 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

第7条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する情報セキュリティインシデントが発生し、この当該契約の目的を達することができなくなった場合は、この当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が要保護情報でなくなった場合は、この限りではない。

2 発注者は、業務に支障が生じるおそれがない場合は、受注者に要保護情報の返却、提出、破棄又は抹消を求めることができる。

3 受注者は、前項の求めがあった場合において、要保護情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて発注者に協議を求めることができる。

調達における情報セキュリティ基準

1. 趣旨

調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）が行う調達を受注した者（以下「受注者」という。）において当該調達に係る要保護情報の管理を徹底するため、国際農研として求める情報の取扱い手順を定めるものであり、受注者は、契約締結後速やかに、本基準に則り情報セキュリティ実施手順を作成し、適切に管理するものとする。

2. 用語の定義

- 1) 「要保護情報」とは、紙媒体・電子媒体の形式を問わず、国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、当該調達の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受注者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。
- 2) 「機密性」とは、限られた人だけが情報に接触できるように制限をかける必要性をいう。
- 3) 「完全性」とは、不正な改ざんなどから保護する必要性をいう。
- 4) 「可用性」とは、利用者が必要な時に安全にアクセスできる環境確保の必要性をいう。
- 5) 「情報セキュリティインシデント」とは、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルをいう。
- 6) 「取扱者」とは、当該調達の履行に関連し、要保護情報の取扱いを許可された者をいう。取扱者は、取扱者名簿への登録を必須とし、国際農研との共有を図ること。
- 7) 「取扱施設」とは、要保護情報の取扱い及び保管を行う施設をいう。
- 8) 「情報セキュリティ実施手順」とは、当該調達の契約締結後、本基準に基づき、受注者が情報の取扱い手順について定めるものである。詳細については、本基準 3. 情報セキュリティ実施手順の作成を参照のこと。

3. 情報セキュリティ実施手順の作成

受注者は、4. 及び 5. に示す各項目についての対応を検討し、「情報セキュリティ実施手順」として作成し、国際農研の確認を受けなければならない。

国際農研の確認後、変更が必要な場合には、あらかじめ変更箇所が国際農研の定める本基準に適合していることを確認のうえ、国際農研の再確認を受けなければならない。

4. 受注者における情報の取扱い対策

1) 情報を取り扱う者の特定（取扱者の範囲）

- ・ 要保護情報の取扱者（再委託を行う場合の取扱者も含む）の範囲は、履行に係る必要最小限の範囲とするとともに、適切と認める者を充てること。
- ・ 取扱者以外の利用は禁止する。
- ・ 情報の取扱いに際し、国際農研が不適切と指摘した場合には、できるだけ速やかに取扱者を交代させること。

2) 取扱者名簿の提出

受注者は1)で特定した取扱者の名簿を作成し、国際農研に提出すること。名簿には、以下の情報を盛り込むこと。また、情報の管理責任者を定め、国際農研に提出すること。

取扱者に変更が必要と判断した場合には、遅延なく国際農研に名簿の更新を申し出、確認を得ること。

- ・ 氏名
- ・ 所属する部署
- ・ 役職
- ・ 専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）
- ・ 国籍等資格等を証明する書類（調達仕様書に定めがある場合のみ）

3) 受注者の資本関係・役員等の情報提供

4) 取扱い施設等の対策

受注者は、要保護情報を取り扱う施設を明確にすること。

取扱施設に対する条件は以下のとおりとする。

- ・ 日本国内（バックアップ等を含め）に設置されていること。
- ・ 物理的なセキュリティ対策として、適切なアクセス制限の適用が可能なこと。
- ・ 1)で特定した者以外（第三者）への情報漏洩対策並びに取扱施設での盗み見対策等を適切に講ずることが可能なこと。

5) 要保護情報の適切な保管対策の徹底

- ・ 受注者は、要保護情報を保管する場合、施錠および暗号化等の対策を適切に講じなければならない。
- ・ 要保護情報の電子データを端末・外部電子媒体等で管理する場合には、不要な持出し等が行われないための対策を行うこと。
- ・ 受注者は、要保護情報を取扱施設以外で取り扱う場合における対策を定め、適切に持出し等の記録を行うこと。
- ・ 情報セキュリティインシデントの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるなど、常にリスクの未然防止に努めること。

6) 情報セキュリティ実施手順の周知

受注者は、1)で特定した要保護情報を取り扱う可能性のある全ての者に作成

した情報セキュリティ実施手順を周知徹底のうえ、適切な管理体制を構築すること。また、再委託等により要保護情報を取り扱う作業に従事する全ての者（国際農研と直接契約関係にある者を除く。）に対しても周知徹底のうえ、受注者と同等の管理を行うこと。

7) 取扱者の遵守義務

- ・ 取扱者は、国際農研から提供を受けた要保護情報に対し、提示された格付けおよび取扱い制限を厳守し、利用すること。
- ・ 取扱者の要保護情報の複製および貸出しを禁止する。複製及び貸出しが必要な場合には国際農研の事前許可を得ること。
- ・ 守秘義務及び目的外利用の禁止
受注者は、取扱者に対し、履行開始前に守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約は合意を行わなければならない。合意事項には、取扱者の在職中及び離職後において、知り得た国際農研の要保護情報を第三者に漏洩禁止の旨を含むこと。
- ・ 要保護情報の返却・破棄及び抹消
受注者は、接受、作成、製作した要保護情報を国際農研に返却、または復元できないように細断等確実な方法により破棄又は抹消すること。

8) 要保護情報の管理台帳の整備ならびに取扱いの記録、保存

(1) 台帳の管理

受注者は、履行期間中の要保護情報の管理に対し、接受、作成、製作、返却、破棄、抹消等の各プロセスにおいて、接受（作成）日、情報名、作成者、保管場所、取扱者、保存期限、抹消日等を明記した台帳を整備し、記録・管理を行い、履行期間満了時に国際農研に提出すること。

(2) 作成、製作した情報の取扱い

受注者は、作成、製作された全ての情報は、要保護情報として取り扱う。要保護情報としての取扱いを不要とする場合は、理由を添えて国際農研に確認を行うこと。

(3) 要保護情報の保有

受注者は、返却、破棄、抹消の指示を受けた当該情報を引き続き保有する必要がある場合には、その理由を添えて、国際農研に協議を求めることができる。

9) 情報の取扱い状況の調査

- ・ 受注者は、情報の取扱い状況について、定期的及び情報セキュリティの実施に係る重大な変化が発生した場合には、調査を実施し、その結果を国際農研に報告しなければならない。また、必要に応じて是正措置を取らなければならない。
- ・ 受注者は、管理責任者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況を確認しなければならない。

10) 情報セキュリティ実施手順の見直し

受注者は、情報セキュリティ実施手順を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その都度、見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順を変更し、国際農研の確認を得なければならない。

5. 情報セキュリティインシデント等に伴う受注者の責務

1) 情報セキュリティインシデント等の報告

- ・ 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生（可能性の認知を含む）した時は、初動対応を実施後、速やかに発生した情報セキュリティインシデントの概要を国際農研に報告しなければならない。
- ・ 概要報告後、情報セキュリティインシデントの詳細な内容（発生事案、被害状況、国際農研要保護情報への影響の有無、適用した対策、再発防止策 等）をとりまとめの上、国際農研に提出すること。
- ・ 情報セキュリティインシデントの発生に伴い、当該契約の履行が困難な場合には、国際農研担当者との打ち合わせの上、決定することとする。
- ・ 報告が必要な情報セキュリティインシデントの例は以下のとおり。次に掲げる場合において、受注者は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を報告しなければならない。また、その後速やかに詳細を国際農研に報告しなければならない。
 - 要保護情報が保存されたサーバ等の不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められた場合
 - 要保護情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められ、要保護情報が保存されたサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合
 - 要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルが発生した場合

2) 情報セキュリティインシデント等の対処等

(1) 対処体制及び手順

受注者は、情報セキュリティインシデント、その疑いのある場合及び情報セキュリティリスクに適切に対処するための体制、責任者及び手順を定め、国際農研に提出しなければならない。

(2) 証拠の収集・保存と解決

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、その疑いのある場合には、発生したインシデントの種類に応じた要因特定が可能となる証拠等の収集・保存に努めなければならない。また、速やかに対処策・改善策を検討し、適用すること。

(3) 情報セキュリティインシデント発生に伴う報告

受注者は、発生した情報セキュリティインシデントの経緯及び対応結果

（リスク未対応の有無を含む）を国際農研に報告し、概要について国際農研との共有を図ること。また、必要に応じて、情報セキュリティ実施手順の見直しも検討すること。

6. その他

1) 国際農研による調査の受入れと協力

受注者は、国際農研による情報セキュリティ対策に関する調査の要求があった場合には、これを受入れなければならない。また、国際農研が調査を実施する場合、国際農研の求めに応じ必要な協力（職員又は国際農研の指名する者の取扱施設への立入り、書類の閲覧等への協力）をしなければならない。

2) 業務遂行上疑義が発生した場合は、速やかに国際農研に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定するものとする。

3) 本基準に定めのない事項については、国際農研情報セキュリティポリシーを参照し、適切に実施すること。